

## 議案第24号

みやき町税条例の一部を改正する条例について

みやき町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 5月14日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布されたことに伴い、みやき町税条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町税条例の一部を改正する条例

第1条 みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 みやき町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

みやき町税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

第1条による改正（みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号））

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 <u>法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は零とする。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>附 則</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手  
続)

(新設)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準  
用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について  
準用する。

(新設)

第2条による改正（みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号））

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 <u>法附則第64条</u>に規定する町の条例で定める割合は零とする。</p> <p>（<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>）</p> <p><u>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法</u></p>	<p>附 則</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 <u>法附則第62条</u>に規定する町の条例で定める割合は零とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

みやき町税条例の一部を改正する条例（概要）

改正概要	みやき町税条例 改正範囲	内容	施行日等
賦課徴収に係るもの	附則第23条	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続きについて条例の規定を準用する</p> <p>法律改正の概要  <b>【新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例】</b>法附則第59条                      令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が大幅に減少（※）した場合に徴収を猶予                      ※前年同期比概ね20%以上の減                      ※一時の納付・納入が困難と認められる場合に適用</p>	公布の日
町民税に係るもの	附則第24条	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者へ寄附金控除を適用する	令和3年1月1日
	附則第25条	所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、控除限度額の範囲内で控除する規定を令和16年度まで適用する	
固定資産税に係るもの	附則第10条	<p>法律改正による固定資産税の課税標準の特例を適用できるように改正</p> <p>法律改正の概要  <b>【新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例】</b>法附則第61条                      中小事業者等を対象に、令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者は、2分の1、50%以上減少している者は全額、償却資産と事業用家屋を対象に令和3年度に限り軽減する</p> <p><b>【新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例】</b>法附則第62条                      生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える</p>	公布の日
	附則第10条の2	法附則第62条（上欄参照）の条例で定める特例割合を零とする	
軽自動車税に係るもの	附則第15条の2	自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割について、1%軽減する特定期間を6か月延長	